

米国輸出商社法登場の背景

斎 藤 祥 男

〈目 次〉 § はじめに

- 1 1970 年前後の米国経済
- 2 世界経済戦略としてのドル・ショック
- 3 世界同時不況の到来と米国経済
- 4 米国貿易政策の策定と立法
 - (1) 米国議会の役割と影響力
 - (2) インタレスト・グループと影響力
 - ① 産業界
 - ② 農業界
 - ③ 労働界
 - (3) 司法・裁判所の役割と影響力
 - (4) 行政府の政策立案と実践経過
 - ① 行政府の立案と過程
 - ② 貿易政策の方向と変化
 - § むすび

§ はじめに

米国輸出商社法がその名を冠して登場してきたのは、1978年の上院銀行委員会の国際金融小委員会における一連の公聴会においてであることは、別項において触れるところであるが、その骨子となったものは1971年の輸出拡大法案であった。

1960年代の後半から71年のドル・ショックに到る間の米国経済は、ベトナム戦争の泥沼にはまり込んだまま身動きができず、軍事支出の増大とインフレの昂進によって米ドルの下落は著しいものがあり、対外経済外交においては誠にみじめな状態にあった。

特に1970年末において予測された米国の71年度貿易収支は、極端な赤字転落が明白になりつつあったし、時のニクソン大統領は誠に大胆な決意を固めつつあったが、それが形を整えて表面に顯れたのが1971年8月15日のドル・ショックであった。

この意味において、21億ドルを超す貿易赤字を発生させる結果となった71年以降の米国貿易収支構造を分析してみると、そこに何らかの抜本的な輸出促進強化の政策が導入されざるを得ない背景が読みとれる。

さらに、その後2回にわたるOPEC諸国による石油戦略の発動は、米国をも包含する世界同時不況をもたらし、米国も不況。インフレ下の国際収支悪化という3重苦に呻吟する結果となる。

本稿では、輸出促進強化のために執られたいくつかの立法・行政の経緯を追いかながら、米国輸出商社法登場までの背景を探ってみたいと思う。

1 1970年前後の米国経済

1958年末に、欧洲主要通貨が条件つきながら交換性を回復し、ドル不足からドル過剰への道程が始まった。ドル過剰はドル体制下のIMFの危機を生みだし、金・ドル交換を保証することを不可能にした。1968年3月には、激しい金

の買いあさり(ゴールドラッシュ)に耐えきれなくなった米国は、金の二重価格制を導入することによって、辛うじて基軸通貨の形式的体面を保ち得たとはいえ、実質的には既に金・ドル交換は停止されていたのである。

一方、米国のベトナム戦争長期化による財政負担は巨額にのぼり、軍事産業分野の過熱から国内物価は上昇の一方を辿り、民生部門の対外劣位が相対的に顕著となり始めるとともに民生物資の輸入急増をもたらし、ドルの対外価値は著しい下落を露呈した。当然のことながら、1967年までは38億ドルを下限とした米国の貿易黒字は、68年には僅か6億2千万ドルとなり、70年に一時的回復をみたものの71年には26億ドル余の貿易赤字を記録することになった。

1971年8月15日、時の大統領は戦後世界経済の基礎条件であり、パックス・アメリカの根幹であったIMF体制に一大変革をもたらすことになった新経済政策を発表し、金・ドル交換の停止を公式に表明するとともに、輸入課徴金の導入を宣言し、GATT体制にも根本的な変質を与えた。

当時は、ニクソン大統領の新経済政策なるものは、戦後4分の1世紀にわたって維持してきたIMF・GATTの2大体制を崩壊させる危険な行為として、各国により痛烈に非難され、したがって各国各層により激論が戦わされたことは周知の通りであるが、実はその後の米国による多方面における交渉過程から、充分に計算し尽され、かつ早くから準備されてきた国際経済戦略であったことが明らかとなった。

すなわち、1970年5月、アルバート・ウィリアムズ元IBM社長を委員長とし、ポーチGE会長、ガーステンバーグGM副会長、メトカーフ・シザーズ・ローバック会長ら米国産業界の代表18名に、ガードナー・コロムビア大学教授ら学識経験者6名、およびエーベルUSW(米国鉄鋼労組)会長ら労働組合代表2名を委員として、国際貿易投資政策委員会が設立された。その後約1カ年を費し、同委員会は70年代における米国の貿易・投資を初めとした対外経済政策を研究し、⁽¹⁾その指針として作成した報告書が通称「ウィリアムズ報告」であって、ニクソン大統領の新経済政策(ニクソン声明)の立案に多大の影響を与えたことは既に有名な事実である。

一方、米国議会の上下両院合同委員会も、ルイジアナ州選出のヘイル・ボッ

クス下院議員を委員長とする特別の合同経済委員会(通称ボックス委員会)を設置し、1970年代における米国新しい経済政策の姿を求めて、1969年12月の第1回公聴会を皮切りに、1年以上にわたって大掛かりな公聴会を開催してきた。

この一連の公聴会に招かれて証言をした人々は、アーサー・K・ワトソンIBM・WTC会長(当時)をはじめとする米国の企業や各種団体の代表者、オービル・L・フリーマン元農務長官やC・ダグラス・ディロン前財務長官などの元政府高官、および、リチャード・クーパー・エール大学教授やレイモンド・バーノン・ハーバート大学教授など著名な経済学者などのほか、わが国からソニー㈱副社長(当時)盛田昭夫氏(第1回)や、日本経済研究センター理事長(当時)大来⁽²⁾佐武郎氏(後の対外経済相)などが含まれている。

周知の通り、米国の議会は行政府に対して権威と力を持っており、独立性も強いから、公聴会の検討結果は行政府の政策決定に大きな影響力を持つものであって、ボックス委員会の作業はそのことを意識して行なわれたことは当然であり、前述のウィリアムズ報告への影響は見逃し得ないところである。

たとえば、IBMのアーサー・K・ワトソン氏は、「通商の主導権をとる時がきた。通商の主導権をわれわれが発揮するのでなければ、主導権などあり得ないだろう」と訴え、具体的には「通商政策は国際通貨政策とわからち難く、通貨政策は投資政策と分けられないものであり、またすべてが国内経済政策と対外政策とはからみ合っている」と陳述して、「私は、委員各位が、国際貿易と通貨のシステムを柔軟性のあるものにする方策を、真剣に熟考していただきたいと主張するものである」と結んでいる。⁽³⁾ この主張は、当時の米国多国籍企業の経営者の認識として、もっとも一般的に共通したものとみて差支えないであろう。そして、結果的にニクソン大統領の新経済政策に明確な形で取り上げられたばかりでなく、もっとも基本的な骨子を形成することになった。

2 世界経済戦略としてのドル・ショック

ニクソン大統領の新経済政策については、各種の分析と評価が可能であるが、通貨と通商を一体としたIMF・GATT体制の改革への口火を切ったものである

ことに異議を述べる者はいない。

しかし、より直接的な動機は米国対外経済関係における米国の主導権の奪回であったことは、A・K・ワトソン氏の証言を俟つまでもない。換言するならば、米国の貿易収支は寸刻の遅延を許さない程に悪化傾向を辿っていたし、ドルの信認は著しく喪失して国際通貨不安は世界経済の動搖を拡大しつつあったからである。

かくして採択された新経済政策は、GATT違反を覚悟で国内産品の対内競争力を高めるための課徴金の導入であって、輸入量の即時の圧縮を通じて对外支出の削減と財政収支面の改善効果を意図したものであったが、その真意はむしろ、ニクソン大統領みずからが告白しているように、多国間通貨交渉において米国に有利な通貨レートを設定させるための便法であり、強迫手段であった。

しからば長期的な視点に立つ本質的な目的は何であったか。それは、①為替管理の弾力化(IMF体制の改革)、②通商制度の改善(GATTの根本的見直し)、③防衛支出の肩代りによる米国財政負担の軽減の3問題であった。そして、これらを統合した米国の世界経済戦略の組み直しを通じ、世界市場をターゲットとするグローバルな輸出拡販戦略であったとみることができる。

すなわち、第1の通貨問題は金・ドル交換の停止を通じて為替を変動相場システムへと持ち込み、金廢貨への道を積極化することによって基軸通貨の束縛から逃れ、自由なる市場メカニズムによる相場形成を通じて、ドルの対外不均衡を改善したことである。

第2の通商問題は、「通貨調整は満足できる通商問題の解決が前提である」として、米国は最後まで通貨・通商の同時解決を主張し、このために多国間通貨交渉は一時決裂寸前まで追い込まれたが、通商問題は通貨調整後に再討議することの合意が成立し、同年12月18日のスミソニアン会議での通貨調整が成立した。しかし、この合意も、IMF体制の根本的問題が解決されないまま、遂に1年2ヶ月後に、世界各国は再び変動相場に移行し、現在に到っていることは周知の通りであるが、通商戦略への前段階的ステップは、軍事支出の圧縮による財政負担の軽減と中国市場への接近に端緒を見出すことができるであろう。

1969年7月、ニクソン大統領はアジア歴訪の旅に出るに当ってニクソン・ドクトリンを発表し⁽⁴⁾、この外交原則を翌70年2月の外交報告で包括的な世界政策にまで仕上げているが、この時点で既にベトナム停戦への示唆をしている。一方では、米中会談の可能性を具体化する使命を帯びて中国に潜行したキッシンジャー補佐官(当時)が、1971年7月に北京から帰国するやいなや、翌72年5月頃にニクソン大統領が中国を訪問することを伝え、一大センセーションを引き起こしている。すでに1970年後半以降、ニクソン大統領はベトナム派遣米軍の大幅撤退を実施しつつあったし、第7艦隊の台湾水域からの撤収は、台湾を基点とする中國本土への直接的なにらみを脱すとの意思表示でもあった。

すなわち、ベトナム戦争を終結させ、台湾水域からの米第7艦隊を撤収しつつ、中国への接近を推進しようという政策の移行は、1968年11月の米中大使級会談再開の提案以来模索されていたことであって、1969年12月には米国の对中国向け貿易制限の一部緩和が発表され、1970年1月の米中ワルシャワ会談の再開、1971年3月の中国への旅行制限の全面撤廃、同年4月の米国卓球団の訪中、対中貿易制限の大幅緩和と積極化してきた中国接近政策は、1971年7月、遂にニクソン大統領の訪中発表、翌72年2月25日訪中実施をみるに到ったのである。⁽⁵⁾ここに米国は、はじめての社会主义中国市場への足掛りをつかむことになるのであるが、この背景には関連輸出産業を傘下にかかる米国多国籍企業の強大な圧力が作用していたといえる。

当時の米国政府にとって、高度の技術と資金調達能力をもった多国籍企業こそ、その後の米国経済を建て直すための有力な挺子となり得ると判断されたし、拡大されつつあったアジア・ダラー市場の潤沢な資金を背景として、ニクソン訪中、米中友好関係の成立に焦点を合わせた米系多国籍企業の極東における布石は、香港、シンガポールへの企業進出の形態をとりながら着々と進められていたのであり、米国政府の对中国向け禁輸解除が、海外子会社・合弁事業など、海外米系企業の对中国向け輸出を促進する形で行なわれてきたことが、米国政府の世界戦略の一環を担っていた事実を物語っている。

米国にとっては、膨大な潜在需要をもちながら、米国みずからが隔離してきた社会主义中国は、広大な中国大陸の交通・輸送力を増強するのに必要な

大型トラックやエアバス、ヘリコプターなどの輸送用機器をはじめ、建設・産業用重機械やプラント類の設備、情報通信機材など、まことに多種類な需要を抱えた巨大市場である。1971年4月には、米国輸出入銀行の資金を中国向け延払い輸出に使用を認め、コム規制さえ恣意的に解除した。これによっても、米国がいかに中国市場を重要視していたかが如実に判明される。

さて、本命ともいえる通商問題への基本姿勢は、世界経済における唯一の巨人という自負心を捨てさり、相互主義を強調しつつ、みずからが自由世界の競争者一人としての認識のもとに、「自國の国際収支に無関心ではあり不得ず、赤字は早急に減らす必要がある」との決意が、ニクソン声明によって明らかにされた。

言うまでもなく、貿易収支の主なものは有形・無形の物品売買であるが、米国が比較優位に立てる商品は、宇宙開発周辺機器・先端情報機器や軍備関連機材であり、農業・畜産品などに限られる。

周知の通り、米国は一面において非常に高度の工業国でありながら、他面において広大な土地と黒人労働力に支えられ、気候風土の条件に恵まれた一大農業国であって、その膨大な生産力と国際競争力から、農産物の輸出国という二面性をもっている。1970年当時においてさえ、米国は71億ドルの輸出を達成し、その所得は農業所得全体の7分の1、大豆、小麦では50%を占め、それだけに米国民にとっては死活的な重要性をもっているだけでなく、貿易収支面、さらには国際収支面での重大な影響をもたらした産業であった。

ウィリアムズ報告でも、「多くの国では農業所得維持政策をとり、或は輸出補助金制度をとり、一方では輸入課徴金をかけている」と述べ、「重要な障害は全面的な輸入禁止とか、(ECの)可変課徴金制度その他の各種規制措置」であると列挙しつつ、これらを取除く交渉を強力に進め、豊富な購買能力と、巨大な消費人口を有するEC、日本の二大市場に対して、農畜産品の市場開放を迫ったのである。

この基本的考え方はニクソン政権時代のみでなく、その後の大統領時代にも継承されてきたし、当然、輸出商社法制定に際しても明確に呈示されたばかりではなく、制度の上でも強く反映されることになった。

特に農産物輸出交渉は、最高の政治レベルによる2国間交渉によるべきことをウィリアムズ報告は勧告したが、当時のニクソン大統領はこれを受けて各国首脳との個別会談を提案し、1971年12月の米仏会談を皮切りに、翌72年1月の佐藤・ニクソン会談において、具体化の積極行動に突入した。

その後の米国側農産物輸出における圧力は強化の一途を辿り、歴代大統領の当該品輸出への熱意は、日欧のみならず、カーター政権時代の対ソ穀物輸出の促進をはじめ、今日に到るまで緩むことのなく経済外交面において顕著に表われている。したがって、82年米国輸出商社法成立を機会に、農産物輸出の拡大をねらって、北アフリカから南米までの10カ国にわたって、84年初頭から大規模の農産物売込みミッションのキャンペーン訪問が行なわれたことも記憶に新しい。また、84年11月1日、米国上院外国委員会(通称パーシ委員会)は、すでに83年中にはほぼ結着を見た日米農産物交渉結果への追加的 requirementとして、「米国は、すべての残存輸入制限農産物に対する輸入規制の除去を、日本に強く求め続ける」旨の報告書を議会に提出している。⁽⁶⁾

以上を通覧してみると、当時のニクソン大統領の新経済政策なるものは、通貨・通商・防衛をバックした国際マーケティング戦略の構図であって、ケネディ・ラウンドにおける世界市場の拡大意図と軌を一にするものであるといえる。その基本的な性格の違いは、当時まだ世界の巨人として君臨し得たケネディ大統領の挑戦に対して、ニクソン新政策の発表は、相互主義を前面に押し出しながら一介の競争者への没落を宣言しなければならなかった米国大統領の、悲しい現実への確認に基調があったという点であろう。⁽⁷⁾

3 世界同時不況の到来と米国経済

ドル・ショックによる世界経済の混乱に拍車をかけ、経済停滞を助長する直接の要因となったものは石油危機であった。

1973年10月、市場原理に不信を持つ「南」の代表として、アラブ産油国は原油価格を一挙に4倍に引上げた。この石油戦略は、73年第4次中東戦争のさな

かに発動されたが、対イスラエル戦争におけるアラブ諸国を支援するという直接的な軍略的な狙いがあったとはいえ、基本的には南北所得格差の悪化を「南」自身の手で改善し、所得を「北」から「南」へ移転して「南」の経済構造の改善を意図し、「北」に依存しない国民経済の自立化への起爆剤とすることにあった。これは、「第1次国連開発の10年」計画の失敗で蓄積された「南」のフラストレーションが、一挙に爆発したものとみることもできよう。

今ここに、その後の一次産品の交易条件をみると、たしかに大幅な改善の跡がみられ、「北」からの所得移転は成功している。因みに、第2次大戦以降下を続けてきた一次産品の交易条件は、70年に100となったが、73年10月の石油ショックを経た74年には一挙に169と上昇し、77年163、78年141、第2次石油危機を契機に再び上昇して、⁽⁸⁾1979年に142、80年には144へと更新された。

また、OPEC諸国の経常収支をチェックすると、1973年の75億ドルから74年には8倍近い595億ドルへ急増し、その後は漸減して78年に40億ドルに落ち込んだが、第2次石油値上げを経た79年には、再度⁽⁹⁾610億ドルへとジャンプしており、80年には1,160億ドルと史上最高を記録した。

周知の通り、原油価格の急激な上昇は、石油消費国の輸入コストを引上げさせる結果となり、工業製品原価に転嫁されて国内的なインフレーションを引き起こし、工業国貿易収支は極端に悪化することになる。

それと同時に、工業国製品の価格上昇は製品輸入国の輸入インフレを誘発し、貿易収支面での悪化をもたらすことは産油国においても例外ではなく、第2次石油ショックまでの産油国の黒字減少化傾向はこの事情を明確に物語っている。ましてや非産油国の発展途上国における経済的困難は、いっそう拡大深化することになる。

一方において、石油消費国はエネルギー節約と代替エネルギーの振替えに走り、消費財の節約は一般大衆のみでなく、エネルギー多消費型産業は必然的な転換を迫られることになり、インフレーション下における景気停滞、すなわちスタグフレーション現象は世界的に波及することになった。世界同時不況への突入である。

何故に1974～75年の恐慌以降、世界の同時不況が進行して行ったかについて

は、景気循環の態様の変化(たとえば高成長から低成長への転換)、資源の制約、外國貿易が成長刺激的なものから抑圧的なものへの変質、不況の国別非同時性の喪失など、種々の経済学上の分析が試みられているが、これらの詳論は本稿の目的ではないので別誌に譲るとして、ここでは世界最大の経済大国米国にとっても例外であり得る筈もなく、不況、インフレ、国際収支の悪化という深刻な三重苦に悩むことになった原因について、一応の考察を試みることにする。

第1の原因は、米国産業の質的問題である。

米国経済は戦後の世界において圧倒的な力を示してきたが、その原動力である産業における生産力の発展が急テンポであり、経済に過剰生産圧力を絶えず加えるまでに成熟してしまったという根本原因がある。確かに、国際通商面における比較優位が失われたため、海外販路が狭隘化した商品もあり、生産性の低下による製品コスト面での上昇を余儀なくされた製品もあって、海外輸出はもとより国内販売においても競争上不利とみられる商品も多い。しかし、結局は生産規模に見合った生産を完遂できるだけの販路がないという状況に変りはない。すなわち需要の面での限界に達したために、抑圧生産の段階にあるということである。換言すれば、米国経済を今日まで支えてきた産業構造の質的転換が徐々に進められなければ、米国の根本的な経済回復はむずかしいだろうということである。

第2に、インフレーションと信用拡大の問題である。前述の過剰生産力のもとで抑制がなされれば、当然のことながら失業問題が発生する。失業対策としての景気刺激策に減税を行なえば税収は減少する。消費者ローンなどの利率引き下げは消費者信用を拡大し、消費需要をあおるから投資拡大に結びつきそうに見えるが、インフレ効果を刺激し、実質的な投資需要には及ばない。むしろ減税による財政負担を圧迫して、国家財政は赤字を続ける結果になる(少額の所得減税は単なる大衆への人気取りの効果しかもたらさない)。

米国の連邦財政収支は別表1のとおりであって、年平均490億ドルであった。この膨大な赤字は、結局財務省証券(TB)の発行による借金への転嫁でまかなわれた。インフレーションの昂進は必然的となる。因みに米国の物価上昇率は、

別表1 米国連邦財政収支
(億ドル)

年度	額	年度	額
1975	-452	1978	-488
1976	-664	1979	-277
1977	-450	1980	-609

別表2 米国貿易収支
(百万ドル)

年度	額	年度	額
1971	-2,689	1977	-31,103
1972	-6,409	1978	-34,187
1973	955	1979	-27,346
1974	-5,277	1980	-25,338
1975	9,048	1981	-27,889
1976	-9,353		

Source: Federal Reserve Bulletin &
Department of Commerce Data.

76年時点に比較して 79~80年の時点では、それぞれ前年比、卸売では 2.5 倍、消費者物価比で 2.2 倍という、驚くべき比率を示している。

第3は労働生産性の低下である。米国の労働生産性が低いということは、機械生産技術の水準が低いためではなく、労働者の賃金額に比較して生産額が少ないためである。労働者は就業しているかぎり、労働組合などの庇護のもとに、また社会政策面からの恩恵を通じて、生活に不自由を感じるような不都合な低賃金を受けていない。いやむしろ、高度に発達した経済社会における基礎的便益を充分に享受しており、余暇を圧縮するような働き方はしない。これは豊かな社会が陥る運命ともいえる。

その上、賃金は生計費調整条項(Living Cost Adjustment Clause)が労働協約にビルト・インされていて、物価の上昇に見合う賃金上昇が保証されているから、インフレ昂進はそれほど生活の質的低下をもたらさずにすんできた。米国の賃金上昇率は、前年比でみて、1973年の7.3%増から80年には8.6%増になっている。

以上のはかにも、過剰な流動性(資金)の供給と信用の拡大が、いっそうのインフレーションを助長することになった原因ではあるが、金・ドル交換停止後の米国にとって、おおっぴらに「ドルのたれ流し」が続けられるという特権が、貿易収支赤字を放置できた最大の理由である。米国71年以降の貿易収支状況は別表2の通りである。

以上のようにみてくると、多国間通貨調整以降、米ドルが国際通貨制度のなかにあって、その役割負担が減じられたとはいえ依然基軸通貨である。米国

国際収支赤字の結果が多量のドル流出を伴い、インフレの輸出と世界不況の蔓延の張本人としてそのまま放置されてよい筈はないのである。

4 米国貿易政策の策定と立法

米国の貿易政策はイデオロギーとしての課題と利益グループの圧力による複合的な産物であるといわれる。前者を代表するものは行政府であって、理論的な支援を得るためにたまたま学者や専門家の研究的成果が引用される。一方、後者を代表するものは議会であって、上下両院における委員会が報告書を作成して政策に影響を与えるが、多くの場合に利益グループのロビイスト活動が強力な活動を展開するし、その背後には利益団体の圧力が強く加わる。

本項においては、主として1970年以降における米国の貿易政策決定に影響を与えた事例をもとにして、分析を試みたいと思う。

(1) 米国議会の役割と影響力

米国憲法は議会に対して対外通商を規制する権限を認めているが、これは、憲法制定時において関税が貿易政策の主要な手段であったという事実にもとづくものである。すなわち、その当時においては関税が連邦の有力な歳入源であり、議会が歳入の決定権限をもっていたから、貿易規制が議会の権限とみなされたわけであり、対外通商に関連して成文化されることになった。

この点が、議会は行政府および大統領に対して、ことあるごとに、「憲法は議会が対外通商を規制すべき権限をもっていることを想起すべきだ」と求めるこことになり、行政府や大統領の政策決定に干渉する結果をきたしている。

裁判所も、「通商」という用語を国際経済取引一般にかかわる概念として定義し、「貿易」よりも遙かに広い概念として捉えているが、米国政府にあって、誰が対外政策を一般的に作成し、実行する権限をもっているかについて憲法はあいまいである。また、大統領は憲法のもとで一定の外交政策、および対外交渉の権限は与えられているが、この権限についても明確さを欠いている。

他方において、憲法のもとでは、議会は諸外国との交渉を行なうことはでき

ず、大統領だけがこの権限を与えられているが、議会の行政監督権の行使は、立法を通じてなされるし、または行政府の代表が他国の政府と交渉し、締結した条約や協定履行上の立法の追認を拒否する形で行なわれる。このため、このような、条約批准の拒否および協定履行立法の否決という禁止的行為がしばしば実行されて、行政府と議会の対立関係を生んできた。貿易の分野でいえば、戦後世界経済の基幹として構想されたハバナ条約の批准拒否や、最近の顕著な例として、米国市販価格に関するケネディ・ラウンド協定の履行を議会が拒否したこと、1967年GATT反ダンピング規約についての上院での否決、1970年初めの米ソ貿易協定の拒否、各種商品協定の拒否などにその例を求めることができよう。

このような傾向に対処するため、ケネディ・ラウンド交渉においては、大統領は50%の関税引下げ権限の付与を議会に要請したが、伝統的に、このような問題に対処するためには、行政府は議会に一定の条件までの権限委任を取り付けるまでは、世界的な貿易交渉を行なうことを拒否してきた。1970年代初期における多角的貿易交渉(MTV)における行動の遅延は、米国議会が貿易協定の履行を承認しなかった過去の失望と困惑を想起して、米国行政府が事前の権限委任を取り付けるまで、具体的な交渉に入らなかった欧州諸国の姿勢に基因している。

このため、1974年通商法においては全く新しい、苦心のアプローチが考案された。それは第1に、議会が自己を国際交渉における重要な協議の役割を果すものと規定し、一定の議員とスタッフの直接関与を規定したこと。第2に、民間部門への諮問方法を確立し、諮問委員会には、業界、労働組合、農業団体と農業企業、消費者および婦人有権者連盟などの一般的な利益グループの代表者を含むものとし、政策レベルでの諮問委員会ばかりでなく、主要産業別・產品分類別の委員会のほかに、特定の労働組合からの助言をも吸収し、広範な利益グループの助言と不満に門戸を開放し、国民的合意の形成を実現するとともに、議会自体に対する過度の直接的圧力を回避したこと。

第3に、協定履行立法を議会が検討するに際しての新規異例の手続を確立したこと。これは、1979年の多角的貿易交渉に関連する協定履行立法、および関

連文書の起草にあたって、議会が非公式に行政府と協力することを可能とするものであった。

この結果として、1974年通商法により1974～79年の期間における貿易政策と貿易交渉に際して、議会と行政府が密接な協力関係に立ち、両者の協力パートナーソを確立することになった。

しかしながら、通商法の中には行政府または大統領の決定に対して、議会のさまざまな異議ないし拒否権の条項が挿入されており、この逆転条項(オーバーライド・クローズ)は、行政府の高官が最終決定を行なうに先立って、彼等に強い影響を与えるための議会の有力な手段となっており、議員は党の方針を支持するよりも、自己の選挙区の積極的な利益グループの意向を反映せざるを得なくなる。

議員は多くの場合、(1)大統領または行政府の高官に対する公式書翰、(2)電話、(3)議会の議場、(4)公聴会での発表・発言、(5)新聞声明、(6)公衆向けの演説、(7)委員会での報告、(8)支持差控えのほのめかし、(9)修正提案ないし新法案の提出などによって自己の態度を行政府に伝達する。

さらに貿易立法に関する票決に際しては、下院歳入委員会および上院財政委員会は、各条項についての委員会解釈について注釈、ならびに将来の行政府の行動に関する委員会の期待を発表し、これらを報告書として印刷配布の上、票決に際しての考慮の基礎をなしたものとして議会史の一部を構成している。

最後に、82年米国輸出商社法との関連をみると、1979年の法案提出時においては、別項にも指摘したように「輸出組合法」、「輸出取引行為法」、「輸出取引改正法」など、重複内容をもった3法案が提出されていて、米国議会における既述の議員戦略の実態を物語っている。

また、米国議会の性格上、下院は地域割りの議員選出のために、選挙民に直接利益をもたらす確信のない法案は、議員みずからに票に結びつかないため、79年提出の輸出商社法案は80年に上院を通過したものの、下院では握りつぶしにあっている。

さらに、82年での上下両院における可決を勝ちとるために、支援団体の大やロビイスト活動の活発化がみられるが、74年通商法において確立した労働

組合からの助言吸収方式を援用し、農業団体への強力な働きかけや、中小企業者団体にまで枠を拡げた輸出関連企業の取り込みなど、法案通過への外部圧力の成果がみられた。

これらの経緯からみて、米国輸出商社法もまた、米国議会における貿易政策策定での戦術的成果による部分が多いといえよう。

(2) インタレスト・グループと影響力

米国のインタレスト・グループは、産業別・產品分類別団体のほかに、直接に貿易政策に関与する可能性がある地域的利益の代表者たち、および州など地方自治体の政府があげられる。

1960年代の終りから70年代を通じて、全米的なインタレスト・グループが労働組合と会社に対して地方レベルでのロビー活動を行ない、関連ある市長や州知事、および州議會議員に対して連邦議会の議員と同様に関与させるように奨励することが、次第に多くなってきたといわれる。

① 産業界

米国においては、米国全体の産業的利益を代弁する包括的単一産業団体は存在しない。メンバーの重複があるが、スタッフや視点が異なるばかりか、公的な方針に影響を及ぼす方法も活動方針も違う全国組織の団体は存在する。これらのグループは、それぞれの会社内での異なった個人やグループを代表することが多いから、日本のような企業ぐるみの統一的認識へ集約することはむずかしい。

産業界の指導者たちは、しばしば自己の政策努力を、労働組合や学術団体を含む他のグループと結合し、自己の政策的な立場を発表しているが、この場合には貿易政策に与える影響力は限られたものとなる。

また、自由貿易派の企業と保守的な企業がともに参加している全国的な産業団体では、組織の利害は一般的なものに絞られるから、貿易問題でいえば、鉄鋼、繊維、テレビ、対日貿易収支など、具体的に焦点が明瞭な問題にかぎられ、ロビー活動を強化する上での制約になっている。

したがって、特定の産業団体は、具体的な貿易問題に関して全国的な多業種

産業グループよりも積極的である。たとえば、米国鉄鋼協会(American Iron and Steel Institute=AISI)や米国織維製造業者協会(American Textile Manufacturers Institute=ATMI)などは、加盟企業の利益追求において積極的・攻撃的団体として有名である。

ロビー活動面での重要な新展開の一形態は、産業および労働組合の代表者、法律顧問、コンサルタント・エコノミストを指導者として結成される業界内の特別連合の登場である。その1つである補助金問題特別連合(Ad Hoc Subsidies Coalition)は、米国履物産業協会(American Footware Industries Association=AFIA)、鋳鉄汚水協会(Cast Iron Soil Pipe Institute)、米国漁業連盟(American Federation of Fishermen)、作業用手袋製造業者協会(Work Glove Manufacturers Association)、およびその他の29団体が参加している大規模な組織であって、多角的貿易交渉の協定履行立法を修正させるという立法の変更を目途に、反ダンピング問題や相殺関税問題における行政的慣行を強化するため、著しく効果的なロビー活動を行なってきたし、補助金および相殺関税に関する新多角的貿易交渉規約の制定にあたり、米国行政府の交渉上の立場に強力な影響を与えてきた。

さらにまた、個々の企業も役員や法律顧問、あるいはロビイストの活動次第では、貿易問題では重要な役割を演じることがしばしばあるし、多くの大企業は、首都ワシントンに事務所を構え、対政府折衝担当者を常駐させたり、幹部役員が同地に出張したり、専任のロビイストを任命して当該交渉に当らせたりしている。対応内容は、税制政策、輸入保護政策、輸出規制政策、輸出振興策、エネルギー政策、産業規制、反トラスト政策、政府調達・サービス契約など多方面にわたるため、複数の担当者が個別の職務分掌を行なっている場合もあり、さまざまな人びとが種々の担当・領域で政策問題に関与する結果から、同一の企業が1つの政策問題に二様、三様の異なった態度をとる例もめずらしくはないといふ。

キャタピラー・トラクター社はもっとも積極的なロビー活動を展開している会社の1社であり、自由貿易積極推進派の雄であることは良く知られるところである。同社は、82年輸出商社法案の審議過程において、米議会上院公聴会で

証言を行なっている。⁽¹²⁾

GE(General Electric)社も非常に積極的なロビー活動を行なっている企業として知られているが、その影響力は極めてプラグマチックな方向に志向され、明確な処理がなされているという。特に、多角的貿易交渉での政府調達規約に関しては、最も影響力の強いロビー活動とみられており、輸出商社法会社の設立と活動の展開は、まことに素早く実践されたばかりか、83年以降における米国の対日政府調達開放要求の骨子は、これらのロビー活動の結果が凝結されたものとみることもできよう。

② 農業界

米国経済の重要な部分の1つである農業、および農業関連事業の部門においてもインタレスト・グループは存在するが、その分散化傾向が明らかにみられる。たしかに、米国農業協会連盟(American Farm Bureau Federation)、米国農民共済組合(National Grange)、米国農業協同組合会議(National Council of Farmer Cooperatives)、全米農民同盟(National Farmers Union)、全米農民組織(National Farmers Organization)などの全国的な農業団体はあるけれども、加入者は部分的に重複しており、それぞれのグループは異なった方針を打ち出している。たとえば、米国農業協会は一次產品協定には強く反対しているが、全米農民同盟は一次產品協定を強く支持している。また、一般論では自由貿易を支持しても、特定農産物、たとえば酪農部門の產品については、輸入規制の例外規定を設けることを要求している。

このように、直接的利害が明白な分野では、ロビー活動は積極化する一方、政策的な統一を求めることがむずかしくなる。しかし、各種の農業団体および農業関連企業の団体は、政府の政策決定過程において極めて積極的に関与をしており、単に農業政策の問題だけではなく、全般的な貿易政策および国際経済政策の分野における影響力が非常に大きい。

米国輸出商社法においても、農産物輸出のため有効な海外マーケティングの必要性を強調し、輸出入銀行による農業団体向けの保証制度を規定し、輸出組合および輸出商社への参加を勧奨している点は、軽視できない農業団体のロビー活動の強さを示している。

周知のように、米国ではカーギル(Cargill)社やコンチネンタル・グレン(Continental Grain)社のような、穀物取引分野では日本の総合商社に匹敵する巨大商事会社が存在し、三国間貿易やカウンタートレードに多大の実績をあげており、当然彼等は自由貿易の立場を支持しているから、農産物の輸出拡大を積極的に意図した輸出商社法の成立は歓迎するところである。

③ 労働界

1974年通商法において労働組合が政府の諮問に応じる義務と権利を公式に確立して以来、労働団体の動向は、通商・貿易に関する法案の成立に際していっそう重大な影響を与えるようになった。

しかしながら、労働団体も分裂している。AFL-CIOの指導部と書記局は、1960年代の後半に展開した保護主義的立場を今なお堅持しているが、個々の組合においては、貿易問題や通商政策に対する態度は多様化している。たとえば、織維・衣服の製造関連の労働組合は、織維に関しては保護主義的な立場をとっていても、自分たちの利害に關係がない場合は、行政府の自由貿易主義的な政策目標や立法措置に賛成する。

沖仲仕組合や新聞労組、ならびに鉱業労働組合(United Mine Workers)などは、自由な貿易政策を支持しているが、貿易に対して確固たる方針を決定していない労働組合の最大なものは、全米自動車労働組合(United Auto Workers)といわれる。この不明確さは、① AFL-CIO 加盟の傘下労組が指導部と異なる政策的立場をとる場合に、その反対意見を公然化することを避ける一方で、非公式に連邦議会の議員に伝えるためと、② 地方労組が全国的労組の指導部とある程度違った立場をとる傾向が強まっていることの理由による。この結果、加盟各労組の組合員の間にさえ、多種多様な意見の相違は公然、非公然のうちに存在することになり、統一的意見の形成を困難にしている。

この点では、60年代末期におけるバーカー＝ハートケ(Burke-Hartke)派の圧力⁽¹³⁾が最も強かった時代と較べて、意見分解の過程が強まり、したがって、輸出商社法案をめぐる審議過程においても保護主義的傾向を排除しやすかったが、一方においては労働組合側の賛成を取り付けることも困難であったため、結局、同法案推進にあたっては労働組合の無反対の取得という線に落ち着くことに

なった。

(3) 司法・裁判所の役割と影響力

米国憲法は、行政府と議会の権力を分離しているだけでなく、第3の独立部門として裁判所の独立と権限を確保している。この司法制度は、私的当事者間の紛争解決のみならず、議会が制定した法律の執行や行政府の行為の執行に対しても活用されている。

このほかに、准司法制度というべきものとして、国際貿易委員会(International Trade Commission=ITC)が存在し、ITCが業界の共同謀議(トラストの結成)や特許などの権利の侵害にかかる紛争を取り上げる場合に、准司法的役割を果している。この場合、行政法裁判官が審理手続を管理し、関連当事者からの証拠書類の提供を求めることができる。

1970年代後半には、一部の国内産業の代表者たちが多種多様な問題を、単に裁判所ばかりではなく数種の機関に対し、同時平行的に提訴するようになったため、審理過程で展開された重要な主張が、訴追人の利益に反して他の審理で批判される可能性を生じ、このような行政と司法の混乱は、1977～79年の日本製テレビ輸入問題において、全面的に顕在化することになった。特に、財務省に対する日本の「物品税」に関連した相殺関税問題の法廷闘争は、最高裁判所にまで持ち込まれることになった。⁽¹⁴⁾

このような傾向はいっそう拡大されて、1979年の多角的貿易交渉協定履行立法によって、「裁判所は行政府の決定について検討を加える役割を、特に反ダンピング関税および相殺関税の実施分野において拡大する」とことになった。

行政府の決定を裁判所が逆転する可能性が強まれば、貿易法規の議会通過に際して表明された議会や議員の見解が、行政府の決定と法との一致を解釈するにあたって裁判所の注意する事項となり、そのことは、とりもなおさず行政府の高官が決定を下すにあたって、議会の見解や議員の圧力を大きく受ける結果をもたらす。

このように、米国の裁判所は貿易政策の形成において、極めて重要な役割を負うことになった。

翻って、82年輸出商社法の成立をめぐる審議過程をみると、連邦取引委員会および司法省の見解は、新法に対しては批判的であった。すなわち、前者は、「必要な場合にのみ、反トラスト法を適用除外するように、(従来からある)ウェブ・ポメリン法を改正すべきである」と勧告したことがあり、⁽¹⁵⁾ 司法省にいたっては、「(そもそも)1918年にウェブ・ポメリン法が制定されたときの討議においてさえ、反トラスト法の違反とならない行為を免除しようとする立法は不必要である」と反対していたし、カーター大統領が任命した反トラスト法。手続再検討全国委員会でも、1978年1月に、「ウェブ・ポメリン法は競争を促進しようとする外交努力に不利な環境を作り出す(から)、同法は撤廃すべきである」と結論した経緯からみて、82年輸出商社法における反トラスト法適用除外の規定をもとに、反対の意向を表明した。⁽¹⁶⁾

このような司法関係の立場は、伝統的なものであって、同時に、輸出商社審査証明書の発給を商務省に認めることは、「司法省の権限を削除するものだ」とする、繩張り争いの面もあったといわれる。

(4) 行政府の政策立案と実践経過

① 行政府の立案と過程

行政府は複雑な省庁間における調整過程を通じて政策を立案するが、アウトラインは大統領と議会が設定し、成文法として施行する。ホワイトハウスの補佐官は、省庁間の審議を検討し、自分自身の見解と勧告を採用することが出来る。この場合、大統領府のスタッフが、議会や外部のインタレスト・グループ、ならびに独立の専門家と協議を行なうこともある。

貿易政策の場合には、政策の管理はしだいに州からホワイトハウスや大統領通商代表部(STR)に移されてきているといわれ、政治的な圧力の程度や大統領自身のスタッフが関与している度合という媒介を通じ、貿易政策の方向に影響を与えることになる。

議会は、諸政策の定式化、制定、監督を、多種多様な委員会・小委員会を通じて行なうが、インタレスト・グループは行政府に対する圧力を委員会や議員個人を通じて自己目的の形成に行使する。概して議会からの訴えは、行政府お

より大統領にとって真剣に受けとめられるという。

一定のインタレスト・グループが内部的に影響を与えているとみられると、他のインタレスト・グループが対抗的な影響力を生み出すために、他の組織や機関を通じて圧力をかける例は多くみられる。たとえば、組織労働者の貿易規制を求める強い圧力とバランスをとるため、ECAT(米国緊急委員会)に対して行政府は助力を求める場合がある。このように、結局、政策の決定は議会と行政府の闘争と妥協の産物といえる。

② 貿易政策の方向と変化

米国における貿易政策論争の焦点は、GATT調印以来1970年までの期間では自由貿易対保護主義という、伝統的かつ明確な範囲にとどまってきた。AFL-CIOはケネディ・ラウンド交渉に際して自由貿易を肯定し、1962年通商拡大法を支持したし、他のグループの中にも積極的に自由貿易の主張に賛意を示したものも多い。

一方、国際収支上(貿易赤字縮小のため)輸入制限の必要性や、米国の技術進歩の維持および防衛上の必要を基礎とし、保護主義的な立場を論じたインタレスト・グループもあったが、これらは特定グループだけを救済するというよりも、米国の産業的基礎を充分に保護しうる状況を造出することを目途とするものであった。

1962年通商拡大法成立に際しての広範な国民的合意を発展させるため、ケネディ大統領は、第1に、西側の自由経済が共産圏の膨張主義の脅威下にあり、新市場体制の統一が貿易の自由化を通じて必要なこと。第2に、EECの対外差別関税を調整するため、関税引下げ交渉が必要なこと、第3に、貿易の自由化が、米国市場での競争、ダイナミズム、効率の維持・強化において、死活の意義をもつものであるとの主張をした。この広範な一連の目標の提示が、産業界、農業界、労働組合、大学、研究所、消費者団体、その他の多数のグループに賛同を引き起こし、国益による連合が法案支持を形成させたといわれる。しかしながら、一部の反対を抑えるために、いくつかの例外措置や優遇措置が約束された。

1963～67年のケネディ・ラウンド交渉期間中においては、輸入保護を求める

圧力は行政府によって抑えられていたが、67年5月の終結後、直ちに広範な数量規制を実現するための努力が開始され、制限的貿易立法の圧力という形で表面化してきた。この時期において、組織労働者は自由貿易支持の伝統的な立場を転換している。すなわち、輸入規制ならびに海外投資規制のインセンティブ縮小策の創設のため、法人税法改正のロビー活動を開始した。

1968年には繊維輸入の保護主義案が上院において新たな事態を迎えたが、ケネディ・ラウンド交渉終結早々のため、このような提案を行政府の工作によって議会は葬り去ることになった。しかし、主要産業である鉄鋼業や繊維産業を中心に、個別利益の追求のための新戦略が創設され、「自由貿易ではなく公正貿易」⁽¹⁷⁾の概念をもとに、新たな挑戦に入ることになる。

1970～71年の期間には、米国の国際収支に対する緊張が高まり、保護主義的グループにとって有利な環境を生み出した。リビコフ(Ribicoff)上院議員の「賢人グループ」(Wisemen Group)の呼びかけが実現し、OECDの枠組みのもとで発足することになった。米国内ではジーン・レイ(Jean Rey)上院議員が委員長に就任し、各区政府はこのグループの審議結果を尊重した。大統領委員会がニクソン大統領に勧告したものは、「新たな世界経済秩序を形成するためには、包括的な新国際交渉が必要」というものであって、後のニクソン新経済政策の発表への要請であった。この時期においては、民間部門でも多くの団体が研究を開始し、新たな多角的交渉のイニシアティブを勧告する政策的声明が行なわれていたし、労働組合が新保護主義に向け自己の立場を固め、輸入敏感産業のなかで、かつてない程に輸入規制が強く要求された時であった。かくして、1971年8月15日にドル・ショックが起きたことになった。

1973年に米国行政府は貿易法案を提出し、後に74年通商法として議会を通過するまで2年近くの歳月を要した。保護主義者グループは、「秩序ある輸出協定(Orderly marketing Agreement=OMA)」の交渉権限を付与しようと努力した。結果として、同法の被害認定条項を緩和するための若干の修正も行なわれたし、行政府の決定に対する議会のオーバーライドによって詳細な規定も作成された。農業関係者は自由貿易を支持する最大の单一群衆を形成して法案成立に助力したが、AFL-CIOの労働団体は強力な反対者となって登場した。そ

れにも拘らず、法案通過がなし得たのは、議会が休会に入る直前に労働組合の意見の統一を切り崩す努力が成功したからであった。

1979年に多国間貿易交渉が妥結するまでに、自由貿易支持グループを切り崩し、各産業間およびグループ内対立を引き起こす事態が起きてくる。その第1は、盛況から不況へ転じたための大規模調整を必要とするマクロ経済の圧力であり、第2は、産業構造の転換を迫るエネルギー危機である。

これまでの世界各国の政府は、貿易における自己の役割をある程度基礎的産業に対する補助金の給付の形で行なってきたが、基礎資源や鋼材・化学などの諸産業では、他国の政府が貿易において主要な役割を果すような、または競争条件が広範なダンピングと補助金給付によってゆがめられるような状況下での、開放的貿易の有効性が疑問視されだした。

一方において、先進的発展途上国製品が、新たな製品分野において市場に参入し、そのシェアを拡大し、米国の特定の産業部門に対しての強い輸入圧力となってきた。高度の先端技術の分野で絶対的優利とみられたコンピューター産業部門の一部でさえ、輸入の脅威を感じはじめた結果、従来の自由貿易支持のグループまでがその態度を変更したり、再検討に入るようになった。この結果、「公正貿易」のレトリックは保護主義の立場にとどまらず、より広い産業全般に支持を拡大することになった。

このような、「公正貿易」を求めるグループは、二重の目的をもっている。その1つは、不公正な貿易慣行の法規および、特に反ダンピングと相殺関税法にもとづく対輸入提訴をいっそう活用すること。第2に、海外においては、各国別のベースにおける互恵待遇に対し決意を強めることにある。

1979年通商法は、米国大統領が締結した広範な国際貿易協定を全側面にわたって承認した点で、まさに画期的であり、1940年代の終りにハバナ協定(ITO憲章)を議会が拒否したことを見はじめてとして、国際協定をたびたび議会が拒否した米国の貿易協定の歴史において、最初の出来ごとといえる。

1979年通商法については、詳細な規定や内容について、より細かく分析し評価すべきものを多数含んでいるが、これは別の機会に譲るとして、ここでは米国政府の貿易政策の流れを追うことによって、80年初頭に到るまでの政策的背

景を考察するにとどめた。

最後に、82年米国輸出商社法との関連をみると、同法はマクロの貿易政策に対し、ミクロの貿易企業振興策であるが、74年通商法や79年通商法のもとで、公正貿易諸法の施行を通じて保護主義的な政治圧力を背景とする傾向に対して、積極的に米国輸出の実践活動への刺激を与える目的で制定された。この点は、今後の米国貿易政策を考察する上で、新しい1つの視点となりうるものである。

§ むすび

以上の考察を通じて知りうることは、米国の経済は60年代から次第に世界における指導力を弱め、IMF・GATT体制の矛盾が顕著に蓄積された時点の1971年、遂に新しい経済政策への転換を余儀なくされたが、米国経済再生への模索は早くから開始されていたこと。そして、73年と78年における石油危機が世界経済の同時不況をもたらし、米国経済は放置できない程に国際収支・貿易収支が悪化し、78年以降の貿易赤字は昂進の一途を辿ってきたこと。

これを踏まえて、歴代の米国大統領は常に新たな貿易改善政策を考慮しながらも、現実的な議会への対応が思うに任せないまま、新政策としてのマクロ的国際貿易対応の通商法成立に長時間を費やした結果、行政府主導の場当たり的な個別国、またはブロック対の外交交渉に主力が置かれ、米国の官民一体の政策樹立と行動に遅れをとったこと。

このような経緯のなかにあって、ようやく1979年通商法が議会を通過し、レーガン大統領の登場を契機とする強いアメリカへの指向が、軍事面で顕在化する一方、経済・貿易面でのマクロ的外交交渉と平行して、現実的企業の輸出促進を助長するため、具体策の一つとして82年米国輸出商社法案が登場することになったのである。

〔注〕

- (1) 正式には「相互依存の世界における米国の国際経済政策」(United States Inter-

national Economic Policy in an Interdependent World)といい、1970年5月にニクソン大統領(当時)によって設立された国際貿易投資政策委員会の報告書である。

- (2) Hearings before the Subcommittee on Foreign Economic Policy of the Joint Economic Committee Congress of the United States 参照。
- (3) 同上参照。
- (4) Nixon doctrine とは、1969年7月、ニクソン氏がアジア歴訪の旅に出る際、グアムで初めて明らかにし、翌70年2月の外交報告で包括的な世界政策に仕上げた外交政策の原則であって、「米国は世界の同盟国に対し、既存の条約上の義務は守るが、基本的には当事国の責任において紛争を処理し、安全を確保する」というものである。
- (5) この間の詳細については、拙稿「ニクソンの海外経済戦略」『エコノミスト』誌、1972年3月14日号参照。
- (6) 日本経済新聞、1984年11月2日(夕)。
- (7) 以上の詳細については、拙著『日本経済・経営の軌跡を顧みる』、「第2章・米国の世界マーケティング新戦略の分析」(梓出版社)、1980年6月参照。
- (8) 国連統計参照。
- (9) OECD 統計参照。
- (10) 国際経済学会は、1983年の共通論題に「世界不況」を設定して合同討論をした。 詳細は、同会編『国際経済』第35号(1984年刊)を参照。
- (11) 米国憲法第1条 section 8 を参照。
- (12) 公聴会での証言者は、Virgil V. Grant, Executive Vice President である。
- (13) 超保護主義的法案といわれたバーク＝ハートケ法案の提案者であり、共に上院議員であったが、60年代の終りまでは他の上院議員の支持を得て、保護主義者の立場を指導していた。
- (14) 平行して行なわれた訴訟には、section 201の免責条項(Escape Clause), Section 337の不公正な貿易慣行の問題、反ダンピング関税の改訂と評価、および疑わしい詐欺的行為を迫る圧力、反トラスト訴訟の法廷審理の積極的な推進があった。
- (15) 1971年1月25日、S. 2754 公聴会におけるカーブバトリック連邦取引委員長の証言。
- (16) 1979年9月18日、S. 864, S. 1499, S. 1663 公聴会におけるユーリング司法省トラスト部次官補の証言。
- (17) 拙稿「通商政策と企業経営」「貿易と関税」誌、日本関税協会刊、1972年8月参照。

(18) 当時、研究を開始したグループとしては、全米企画協会(National Planning Association), 商業会議所, 全米製造業者協会, 国際商業会議所米国委員会, 経済開発委員会, 全米農民共済組合などがあった。